

オガワエコノス行動計画

社員（非正規労働者を含む）がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性社員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

●平成27年 9月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

●平成28年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：計画期間内に、3歳以上小学校就学前の子を持つ社員の時間外労働制限制度の利用率を次の水準以上にする。

男性社員・・・計画期間中に一人以上利用すること

女性社員・・・利用率を50%以上にする

<対策>

●平成27年 9月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施

●平成28年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

●平成27年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

●平成27年 9月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う

●平成28年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定・実施する

目標4：『家族工場見学』の継続実施により、親子交流の場を提供する。

<対策>

●平成27年 3月～ 次年度に向けての計画立案、予算編成

●平成27年 6月～ 社内掲示等による周知、参加者募集

●平成27年 8月～ 夏休み等を中心に実施、反省会と次回イベントへの反映